

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 個人情報保護法（2022 年法律第 27 号、以下「PDP 法」）の実施規則である政府規則 2026 年第 33 号
- 3 2026 年 7 月、8 月に発出された主な法令情報（7 月 15 日～8 月 14 日） /
- 4 ご案内
- 5 編集後記

Introduction

本ニュースレターでは 2026 年 8 月に公布された政府規則 2026 年第 33 号を取り上げ、個人情報保護法に関する規則をご紹介します。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、北岡 marikok@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

1. 個人情報保護法の実施規則の公布

インドネシア政府は、2026 年 7 月 16 日、個人情報保護法(2022 年法律第 27 号、以下「PDP 法」)の実施規則である政府規則 2026 年第 33 号(以下「本規則」)を公布しました。本規則は 2027 年 1 月 16 日から施行されます(本規則第 225 条)。

本規則は、個人情報の取扱い、情報主体の権利、漏えい時の対応、個人情報保護影響評価(DPIA)、個人情報保護機能を担う責任者(PPDP/DPO)、国外移転、行政制裁等について、PDP 法上の規定を補充あるいは具体化しています。なお、本ニュースレターでは、PDP 法上の「個人情報の処理(pemrosesan Data Pribadi)」を、原則として「個人情報の取扱い」と表記します。

2. 企業に求められる主な対応

(1) 個人情報の処理根拠・プライバシー通知の確認

個人情報を取り扱う場合には、本人の有効で明示的な同意、契約履行、法的義務、本人の生命等に関する重大な利益、公共の利益・公共サービス、正当な利益等のいずれかの処理根拠を確認する必要があります(PDP 法第 20 条、本規則第 30 条)。

本人の同意を根拠とする場合には、自由意思に基づき、本人が内容を認識した上で、具体的かつ曖昧でない同意を取得する必要があります。また、同意取得前に、利用目的、情報の種類、保存期間、本人の権利等を分かりやすく説明することが必要です(PDP 法第 21～22 条、本規則第 32～34 条)。

例えば、採用応募者の履歴書、従業員の給与・銀行口座・BPJS 情報、顧客担当者の連絡先等について、それぞれ何のために、どの処理根拠に基づいて取り扱っているかを整理しておくことが重要です。

(2) 個人情報処理活動の記録の整備

企業は、「誰の、どのような情報を、何のために取得・利用し、誰と共有し、どのくらいの期間保管しているか」を把握し、記録する必要があります。

本規則では、取扱目的、情報の種類、対象者、第三者によるアクセス、情報の流れ、保存期間、安全管理措置、情報移転等を記録することが求められています(本規則第 74 条)。また、個人情報の保存期間に関する方針を定める必要があります(同第 75 条)。

例えば、従業員情報について、日本本社や給与計算会社への提供、海外クラウドへの保存、退職後の保存期間等を整理しておくことが考えられます。

(3) 外部委託先との契約の見直し

給与計算、採用、IT 保守、クラウドサービス等を外部事業者へ委託し、その事業者が個人情報を取り扱う場合、委託先は「個人情報処理者 (Prosesor Data Pribadi)」に該当する可能性があります。

個人情報の取扱いを外部へ委託した場合、原則として、委託先による処理についても個人情報管理者が責任を負います (本規則第 13 条)。ただし、処理者が管理者の指示又は定められた目的を超えて個人情報を処理した場合、その処理については処理者が責任を負います (同第 139 条第 3 項)。また、委託契約には、取扱いの範囲・方法・目的、情報の種類、取扱期間、双方の権利義務、監督・監査、再委託等を定める必要があります (同第 14 条)。

再委託には原則として事前の書面による承認が必要であり (同第 15 条)、委託先で漏えい等が発生した場合には、委託先から個人情報管理者への報告も必要です (同第 118 条)。

(4) 個人情報漏えい等への対応体制の整備

個人情報の漏えい、紛失、不正アクセス等により、個人情報の機密性・完全性・可用性が損なわれた場合、個人情報管理者は、事故を確実にかつ合理的に認識した時点から遅くとも 3×24 時間以内に、影響を受ける本人及び個人情報保護機関へ書面で通知する必要があります (PDP 法第 46 条、本規則第 114 条)。

例えば、給与情報の誤送信、個人情報を保存した端末の紛失、サイバー攻撃による情報流出等が考えられます。企業は、事故発生時の担当者、社内報告先、本人・当局への通知方法等の対応手順をあらかじめ定めておく必要があります (同第 117 条)。

(5) 高リスクな個人情報の取扱いと DPIA

本人に高いリスクをもたらす個人情報の取扱いについては、事前に個人情報保護影響評価 (DPIA) を実施する必要があります (PDP 法第 34 条、本規則第 120～121 条)。

対象には、本人に法的又は重大な影響を与える自動意思決定、健康情報・生体認証情報等の特定個人情報の取扱い、大規模な取扱い、継続的・体系的な評価・スコアリング・監視、情報の照合・結合、AI 等の新技術を用いる取扱い等が含まれます。

例えば、AI 等による信用スコアリングの結果を融資可否の判断に利用する場合、顔認証による勤怠管理、多数の利用者の行動・位置情報を継続的に分析する場合等には、DPIA の可否を事前に確認する必要があります。

(6) 安全管理措置の確認

企業は、個人情報の性質やリスクに応じて、適切な技術的・組織的な安全管理措置を講じる必要があります (本規則第 123 条以下)。

例えば、人事情報へのアクセス権限の管理、退職者のアカウント削除、必要に応じた多要素認証、バックアップ、情報セキュリティ研修等について、自社の対応を確認することが考えられます。

なお、本規則が多要素認証等の特定の方法を一律に義務付けているわけではなく、取り扱う情報の性質やリスクに応じて必要な安全管理措置を検討することになります。

(7) 個人情報保護機能を担う責任者 (PPDP/DPO) の選任可否

PDP 法及び本規則では、次の場合に、個人情報保護機能を担う責任者 (PPDP。一般に DPO に相当) を選任する必要があります (PDP 法第 53 条、本規則第 142 条)。

- ・公共サービスのために個人情報を取り扱う場合
- ・事業の中核的活動として、大規模な個人情報について継続的・体系的な監視を行う場合
- ・事業の中核的活動として、健康情報、生体認証情報、金融情報等の特定個人情報又は犯罪に関連する個人情報を大規模に取り扱う場合

そのため、自社の事業内容、取扱規模、取り扱う情報の種類、監視の有無等を確認した上で、選任義務の有無を判断する必要があります。

(8) 日本本社・海外クラウド等への国外移転

日系企業では、日本本社への従業員情報の共有、グループ共通の人事システム、海外 IT ベンダー等へのアクセス許可により、国外移転に該当する可能性があります。また、Microsoft 365 や Google Workspace 等のクラウドサービスについても、実際の保存場所、処理場所、海外からのアクセス状況等を確認する必要があります (PDP 法第 56 条、本規則第 160～174 条)。

国外移転を行う場合、まず、移転先国がインドネシアと同等以上の個人情報保護水準を有するかを確認します。この評価は個人情報保護機関(Lembaga)が行い、同等以上と認められる国・国際機関の一覧を定めることとされています(本規則第 167～168 条)。なお、本ニューズレター執筆時点では Lembaga はまだ正式に発足していません。

同等以上の保護水準が認められない場合には、標準契約条項等の十分かつ拘束力のある保護措置を確保する必要があります(同第 165 条、第 169～171 条)。それも確保できない場合には、一定の厳格な条件の下で本人同意による移転が認められますが、移転が反復継続するものではないことや、対象者が限定されていること等の条件があります(同第 173 条)。

企業としては、まず「誰の、どの情報が、どの国の、どの会社・システムから閲覧又は利用できる状態になっているか」を整理することが重要です。

3. 違反への措置

PDP 法及び本規則上の一定の義務に違反した場合、①書面による警告、②個人情報処理の一時停止、③個人情報の削除・廃棄、④行政罰金の行政制裁を受ける可能性があります(PDP 法第 57 条、本規則第 184 条)。

行政罰金は、年間収入又は年間受取額の最大 2%とされていますが、実際の金額は、違反による影響、違反期間、影響を受けた情報の種類・人数、企業の協力度、事業規模、支払能力、法令遵守状況等を考慮して決定されます(本規則第 185 条)。

4. 企業が確認すべき事項

PDP 法では、個人情報保護の監督、行政制裁、国外移転に関する評価等を行う「個人情報保護機関」を大統領が設置することとされています(PDP 法第 58～60 条)。

もともと、本ニューズレター執筆時点(2026 年 9 月)では同機関はまだ正式に発足していません。現在、通信・デジタル省は個人情報保護に関する政策を所管しており、政府の説明によれば、独立した個人情報保護機関が発足するまでの移行期間中の監督実務も通信・デジタル省が担っています。

PDP 法は既に 2022 年 10 月 17 日から施行されており、同法上の 2 年間の適合期間も終了しています(PDP 法第 74 条、第 76 条)。そのため、企業としては、本規則の施行日である 2027 年 1 月 16 日を待たず、個人情報管理の体制整備を進めることが重要です。

具体的には、①保有する個人情報の洗い出し、②処理目的・処理根拠の確認、③プライバシー通知・社内規程の確認、④委託先との契約の見直し、⑤漏えい時の対応体制の整備、⑥日本本社・海外クラウド等への国外移転状況の確認を順次進めることが、実務上の第一歩となります。

2026 年 7 月～8 月に発出された主な法令情報 (7 月 15 日～8 月 14 日) / Major updates on Legislations in June ~ Juli 2026 (Juli to August)

Issue Date	Title	Issuing Ministry
15-July	Regulation of the Minister of Industry Number 20 of 2026 concerning Amendments to the Regulation of the Minister of Industry Number 25 of 2025 concerning the Indonesian Halal Industry Award インドネシア・ハラール産業賞に関する2025年工業大臣規則第25号の改正に関する2026年工業大臣規則第20号	The Minister of Industry
15-July	Regulation of the Minister of Finance Number 51 of 2026 concerning the Direct Transportation or Further Transportation of Imported Goods or Export Goods 輸入貨物又は輸出貨物の直接輸送又は継続輸送に関する2026年財務大臣規則第51号	The Minister of Finance

15-July	Regulation of the Minister of Industry Number 22 of 2026 concerning the Mandatory Implementation of Indonesian National Standards for Building Safety Glass and Panels 建築用安全ガラス及びパネルに関するインドネシア国家規格（SNI）の強制適用に関する2026年工業大臣規則第22号	The Minister of Industry
16-July	Regulation of the Minister of Public Works Number 16 of 2026 concerning Classification Criteria for Technical Implementation Units within the Directorate General of Strategic Infrastructure of the Ministry of Public Works 公共事業省戦略インフラ総局における技術実施ユニットの分類基準に関する2026年公共事業大臣規則第16号	The Minister of Public Works
22-July	Regulation of the Minister of Finance Number 54 of 2026 concerning Input Cost Standards 投入費用基準に関する2026年財務大臣規則第54号	The Ministry Of Finance
29-July	Regulation of the Minister of Primary and Secondary Education Number 17 of 2026 concerning Competency Standards for Course Education Graduates 課程教育修了者の能力基準に関する2026年初等中等教育大臣規則第17号	The Minister of Primary and Secondary Education
30-July	Standards for Business Activities, Procedures for Implementing Supervision, and Administrative Sanctions on the Implementation of Risk-Based Business Licensing in the Religious Sector 宗教分野におけるリスクベース事業許認可の実施に関する事業活動基準、監督実施手続及び行政制裁	Ministry of Hajj and Umrah
30- July	Second Amendment to the Regulation of the Minister of Trade No. 24/M-Dag/Per/6/2008 concerning Provisions for the Export of Bananas and Pineapples to Japan in the Framework of IJ - EPA (Indonesia Japan-Economic Partnership Agreement) IJEPA（日・インドネシア経済連携協定）の枠組みにおける日本向けバナナ及びパイナップルの輸出規定に関する商業大臣規則第24/M-Dag/Per/6/2008号の第2次改正	The Minister of Trade
31-July	Regulation of the Minister of Trade Number 22 of 2026 concerning the Acceleration of Rehabilitation and Reconstruction After Natural Disasters in Aceh Province, North Sumatra Province, and West Sumatra Province in the 2026~2028 2026~2028会計年度におけるアチェ州、北スマトラ州及び西スマトラ州の自然災害後の商業分野における復旧・復興の加速に関する2026年商業大臣規則第22号	The Minister of Trade
31-July	Regulation of the Minister of Higher Education, Science, and Technology Number 14 of 2026 concerning One Data on Higher Education in Science and Technology 高等教育・科学・技術分野におけるワン情報に関する2026年高等教育・科学・技術大臣規則第14号	The Minister of Higher Education, Science, and Technology

01-August	Besaran, Persyaratan, Dan Tata Cara Pengenaan Tarif Sampai Dengan Rp0,00 (Nol Rupiah) Atau 0% (Nol Persen) Atas Jenis Penerimaan Negara Bukan Pajak Yang Berlaku Pada Kementerian Hukum 法務省に適用される非税国家歳入の種類について、0ルピア又は0%までの料金を適用する場合の金額、要件及び手続	The Ministry Of Law
04-August	Regulation of the Minister of State Apparatus Empowerment and Bureaucratic Reform Number 14 of 2026 concerning Functional Positions of Lecturers 講師の機能職に関する2026年国家機構強化・官僚改革大臣規則第14号	The Minister Of State Apparatus Empowerment and Bureaucratic Reform
04-August	Regulation of the Minister of Religion Number 15 of 2026 concerning the Development and Supervision of the National Amil Zakat Agency, the Provincial National Amil Zakat Agency, the Regency/City National Amil Zakat Agency, and the Amil Zakat Institution 国家ザカート管理庁、州国家ザカート管理庁、県・市国家ザカート管理庁及びザカート管理機関の育成及び監督に関する2026年宗教大臣規則第15号	Ministry of Religion of the Republic of Indonesia
07-August	Regulation of the Minister of National Development Planning/Head of the National Development Planning Agency Number 7 of 2026 concerning the Implementation of Government Regulation Number 70 of 2019 concerning Planning, Implementation, and Evaluation of the Respect, Protection, and Fulfillment of the Rights of Persons with Disabilities 障害者の権利の尊重、保護及び実現に関する計画、実施及び評価について定める2019年政府規則第70号の実施に関する2026年国家開発計画大臣／国家開発計画庁長官規則第7号	The Minister of National Development Planning/Head of the National Development Planning Agency
11-August	Amendments to The Regulation Of The Minister Of Finance Number 98 Of 2024 Concerning Types And Tariffs Of Non-Tax Types Of Non-Tax State Revenues That Apply To The Ministry Of Agrarian And Spatial Planning/National Land Agency 農地・空間計画省／国家土地庁に適用される非税国家歳入の種類及び料金に関する2024年財務大臣規則第98号の改正	Ministry of Finance of the Republic of Indonesia
11-August	Regulation of the Minister of Human Rights Number 3 of 2026 concerning Procedures for Imposing Disciplinary Punishments for Employees within the Ministry of Human Rights 人権省職員に対する懲戒処分の賦課手続に関する2026年人権大臣規則第3号	The Minister of Human Rights

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的な取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

先日、インドネシアで初めて映画館で映画を観ました。冷房が効いているので上着が必須、と聞いていたため厚手の上着を持参します。チケットは、インドネシア語の練習にと窓口で購入しました。日曜日の昼間の上映で1枚Rp.60,000でした（映画館や時間帯、作品によって異なります）。片言のインドネシア語で無事にチケットを手に入れ、飲み物とポップコーンも購入して劇場に向かいます。

上映開始時間ちょうどに劇場内に入ると、観客は全部で7、8組ほどで、ゆったりと観ることができました。今回は「名探偵コナン」の映画を観ましたが、観客はインドネシア人の家族連れがほとんどでした。

映画館に行くのは久しぶりでしたが、迫力あるシーンを大きなスクリーンで観る醍醐味を存分に味わうことができ、大満足でした。映画館内はきれいで、主要なモールに映画館が併設されていますので、お目当ての映画があればぜひ足を運んでみてください。



本稿は、2026年9月21日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No. Kav. 3,
Email: info@tnygroup.biz/ WA: 081398848290
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



LinkedIn